

事務連絡
令和8年7月30日

地方厚生（支）局医療課	}	御中
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）		

厚生労働省保険局医療課

令和8年熊本地震に係るデータ提出加算及び外来データ提出加算等の取扱い
について

災害が発生した場合における保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについては、「災害発生時における保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」（令和8年3月31日付け保医発0331第2号厚生労働省保険局医療課長通知。以下「課長通知」という。）により、お示ししているところです。

今般、「令和8年熊本地震に係る保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて（周知）」（令和8年7月29日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）においてお示したとおり、令和8年7月28日に発生した熊本を震源とする地震（以下「令和8年熊本地震」という。）は課長通知の1（1）に規定する「対象となる災害」に該当し、課長通知に定める取扱いが適用されます。これを受け、課長通知の2（14）及び3（15）を踏まえ、令和8年熊本地震に伴うデータ提出加算及び外来データ提出加算等に係る取扱いを下記のとおり定めますので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に対し周知徹底を図られますようお願いします。

記

1. データ提出等が困難な保険医療機関に係る取扱いについて

区分番号「A245」データ提出加算及び外来データ提出加算等（※）に係るデータの提出期限については、それぞれ別表1及び別表2のとおり定めているところ。

令和8年熊本地震の発災に伴い、被災地の保険医療機関又は被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足している保険医療機関若しくは被災地から多数の患者を受け入れた保険医療機関において、「DPCの評価・検証等に係る調査（退院患者調査）」への適切な参加及びデータ提出加算に係るデータ提出又は「外来医療、在宅医療、リハビリテーション医療の影響評価に係る調査」への適切な参加及び外来データ提出加算等に係るデータ提出が困難な場合には、2（1）に示す連絡期限までに、DPC調査

事務局又は外来医療等調査事務局まで連絡されたい。その後の具体的な手続きについては、個別に調整を行うこととする。

※ 区分番号「A001」再診料の注13及び「B001-2-9」地域包括診療料の注4に規定する外来データ提出加算、「B001-3」生活習慣病管理料（Ⅰ）の注4及び「B001-3-3」生活習慣病管理料（Ⅱ）の注4に規定する充実管理加算、区分番号「C002」在宅時医学総合管理料の注13、区分番号「C002-2」施設入居時等医学総合管理料の注5（在宅時医学総合管理料の注13を準用する。）及び区分番号「C003」在宅がん医療総合診療料の注7に規定する在宅データ提出加算並びに区分番号「H000」心大血管疾患リハビリテーション料の注7、区分番号「H001」脳血管疾患等リハビリテーション料の注8、区分番号「H001-2」廃用症候群リハビリテーション料の注8、区分番号「H002」運動器リハビリテーション料の注8及び区分番号「H003」呼吸器リハビリテーション料の注7に規定するリハビリテーションデータ提出加算（以下「外来データ提出加算等」と総称する。）

2. 連絡期限及び連絡先等について

（1）連絡期限

令和8年8月20日(木)まで

（2）連絡先等

①データ提出加算に係る連絡先等

連 絡 先：DPC調査事務局
メールアドレス：dpc@prism.com

②外来データ提出加算等に係る連絡先等

連 絡 先：外来医療等調査事務局
メールアドレス：support@gairai.jp

[別表1]データ提出加算に係るデータの提出期限

作成対象月	提出期限
令和8年4月、5月分	令和8年7月23日(木)
令和8年6月～9月分	令和8年10月23日(金)

[別表2]外来データ提出加算等に係るデータの提出期限

作成対象月	提出期限
令和8年4月、5月分	令和8年7月30日(木)
令和8年6月～9月分	令和8年10月29日(木)